

令和4年1月28日

清水町議会議長 桜井 崇裕 様

清水町議会厚生文教常任委員会  
委員長 口田 邦男

## 所管事務調査について

常任委員会活動として行う所管事務調査について、このたび調査を終えたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

### 記

1. 調査事項 新体育館建設に向けての進捗状況について

2. 調査期日 令和4年1月17日

3. 調査の結果

新体育館建設に向けての進捗状況について、担当課である社会教育課から説明を受けて調査を実施した。

#### 【新体育館オープンに向けたスケジュール】

当初スケジュールでは、本年度は町民検討会議の設置及び利用者や団体等からの要望の聴取、パブリックコメントを経て基本構想と基本設計の策定を行う。令和4年度には実施設計を実施し、用地取得にも過疎対策事業債の活用を図れるよう実施設計と同時に用地取得も行う。令和5年度から工事に着手し、備品等の整備を行い、令和6年秋頃に新体育館の供用を開始する予定であった。

現在そういったスケジュールを実施する中で課題が大きく2点生じており、1点目は、新型コロナの影響等により町民検討会議の

開催や利用者等からの要望の聴取の遅れが生じているとのこと。2点目は、建築基準法第48条ただし書許可協議と都市計画法の用途地域の見直しという課題が生じている。新体育館建設候補地である北2条8丁目7番1の内の土地については、都市計画法の用途地域が、第二種中高層住居専用地域であり、都市計画法では建築可能面積が1500㎡までに規制されている。この件については、町建設課において十勝総合振興局の建設指導課と協議を重ねているが、その経過の中で、この規制の例外措置として、建築基準法第48条ただし書の許可を得るためには都市計画法の用途地域の見直しを本町として着手していく必要があるとのことである。

この2点の課題等を踏まえ、スケジュールを見直し、本年度においては、町民検討会議の設置まで行い、それ以降は1年遅らせ、町民検討会議及び利用者等からの要望の聴取、パブリックコメント、基本構想と基本設計の策定は令和4年度に、実施設計と用地取得は令和5年度に、建設工事の着手は令和6年度に行い、供用開始は令和7年の秋頃を考えているが、町民意見の反映やパブリックコメントの状況、建築基準法第48条ただし書の許可協議の進捗状況によっては、更にスケジュールを見直す場合もあるとのことである。

#### 【新体育館建設事業の現在までの進捗状況】

令和2年度以前においては、体育協会役員・事務局及びスポーツ推進委員の正副委員長と社会教育課と意見を交わす場として、体育館建設準備委員会を設け、令和元年度に2回、令和2年度に4回の話し合いを持った経過がある。アンケートについては、令和2年度に1回、無作為抽出により実施している。更に、新体育館等建設庁内検討会議については、各課の連携会議を令和2年度に2回開催している。それから、用地取得協議については令和2年度の秋口以降に着手している。本年度以降については、新体育館等建設庁内検討会議については課長職で構成する本部会議を令和3年5月と8月に2回開催している。用地取得協議については、現在まで引き続き協議をしている。更に、新体育館建設工事基本設計業務委託の発注について、令和3年7月に入札による発注業務を行い、株式会社岡田設計と契約し、その後面談4回と電話での打ち合わせを行っている。

基本設計については繰越明許を行い令和4年度までに行う形である。建築基準法第48条ただし書許可申請に係る事前協議については、建設課において令和3年の春頃から進めてきているとのことである。

### 【新体育館等建設における基本設計に向けたコンセプト】

新体育館等建設における基本設計に向けての現段階でのコンセプトについては、令和3年5月に開催の新体育館等建設庁内検討会議の本部会議の協議により、大きな柱として3点が挙げられている。

1点目は、現体育館では競技の際に2面を使った時、隣のコートと非常に近く危険な場面も懸念されることから「安心・安全に利用することができるスポーツの活動拠点とする」ことを挙げている。2点目は、現状では少年団の活動や卓球を中心に高齢者の活動が行われているが、「子どもから高齢者まで誰もが気軽に健康づくりや体力づくりをできる場、スポーツに親しむことができる場、地域コミュニティの形成の場とする」ことを挙げている。3点目は、「災害時に避難所・避難場所として活用できる施設とする」ことを挙げ、どこまでの防災機能を備えるかについては、具体的にはこれからであるが、災害時への対応機能を充実した施設としたい考えである。

それらを踏まえた新体育館等の施設概要については、候補地は、浸水想定区域外、市街地から距離を考慮して北2条8丁目7番地1の内とし、敷地面積は10,000㎡以上を想定、新体育館の延床面積は柔道場を含めて3,500㎡程度を1つの検討材料として挙げ、農業研修会館は廃止し宿泊機能は体育館の別棟の施設として検討したいとのことである。費用については現時点では具体的な金額は算出できないが、施設建設費用のほか、関連経費として設計費、敷地購入費、備品購入費、現施設解体費が必要となってくる。

また、基本設計業務委託の特記仕様書には、再生可能エネルギー導入を検討する旨の事項を入れており、令和3年10月1日のゼロカーボンシティの正式宣言も踏まえ、イニシャルコストとランニングコストを十分吟味した上で導入の検討をしていくとのことである。

### 【新体育館の管理・運営の考え方】

新体育館の管理・運営の考え方については、現体育館と同様に、指定管理者制度による公募を実施し、民間事業者を指定管理者として選定していく予定である。今後は、基本構想や基本設計の中に町民の意見を取り入れ、健康づくりの体操やフィットネス教室などの要望があれば、指定管理者の公募の中で、町のほうから必須事業として示し、更には、民間事業者のほうからも自主事業の提案を受けた中で管理と運営を図っていくことが、一番良い管理運営の方法だと考えているとのことである。使用料においては、従来どおり徴収し、小・中学生利用の減免も継続していく考えである。

### 【総括】

新体育館建設に向けての進捗状況については、スケジュールの中で課題が生じ、当初の予定から遅れている実情があることを、所管事務調査の中で確認をしたところである。また、本町においては令和3年10月1日にゼロカーボンシティを正式に宣言しているが、これを契機に、新体育館建設に当たって、本町のまちづくり、脱炭素の町の実現を図る視点から十分検討した中で、導入する再生可能エネルギーを選択していただきたい。このためには、庁内の横の連携を密にすることがますます重要になる。新体育館建設については、ゼロカーボンシティの実現や本町の将来のまちづくりに資するための取り組みのきっかけとなるよう、幅広く検討を重ね、より良い方向性になることを求め、厚生文教常任委員会の所管事務調査の報告とする。